

議案第 40 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 210 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(敷金)		(敷金)	
第 20 条 略		第 20 条 略	
2 略		2 略	
3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。 <u>この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。</u>		3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、 <u>未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u>	
4 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、 <u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u>		4 略	
5 略		(市営住宅の明渡請求)	
第 43 条 略		第 43 条 略	
2 略		2 略	
3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額(改良住宅の入居者にあつては、法定上限額と近傍同種の住宅の家賃とのいずれか低い額)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。		3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額(改良住宅の入居者にあつては、法定上限額と近傍同種の住宅の家賃とのいずれか低い額)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。	
4 略		4 略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。